

議案第 29 号

富田林市条例第 号

富田林市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

(富田林市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

第 1 条 富田林市附属機関の設置に関する条例 (昭和 3 8 年富田林市条例第 1 9 号) の一部を次のように改正する。

別表市長の項中

「

富田林市元気なまちづくりモデル事業審査委員会	元気なまちづくりモデル事業の選定及び事業変更の審査に関する事務
------------------------	---------------------------------

」

を

「

富田林市元気なまちづくりモデル事業審査委員会	元気なまちづくりモデル事業の選定及び事業変更の審査に関する事務
富田林市建設工事総合評価審査委員会	総合評価落札方式による入札に係る落札者決定基準の設定及び審査等に関する事務

」

に、

「

富田林市金剛地区再生指針推進協議会	金剛地区再生指針の推進等に関する事務
-------------------	--------------------

」

を

「

富田林市金剛地区再生指針推進協議会	金剛地区再生指針の推進等に関する事務
富田林市金剛中央公園・多機能複合施設等整備基本計画策定業務受注候補者選定委員会	金剛中央公園・多機能複合施設等整備基本計画策定業務の受注候補者の選定等に関する事務

」

に改め、同表教育委員会の項中

「

富田林市中学校給食会	市立中学校における給食の円滑な実施及び運営に関する事務
------------	-----------------------------

」

を

「

富田林市中学校給食会	市立中学校における給食の円滑な実施及び運営に関する事務
富田林市文化芸術振興ビジョン策定委員会	富田林市文化芸術振興ビジョンの策定等に関する事務

」

に改め、同表上下水道事業管理者の項中

「

富田林市下水道管渠長寿命化PFI事業受託者選定委員会	下水道管渠長寿命化PFI事業（5カ年計画）における受託者の選定等に関する事務
----------------------------	--

」

を

「

第三期富田林市公共浄化槽整備推進事業PFI事業者選定委員会	第三期富田林市公共浄化槽整備推進事業に関する事業者の選定等に関する事務
-------------------------------	-------------------------------------

」

に改める。

（富田林市附属機関の設置に関する条例の一部改正）

第2条 富田林市附属機関の設置に関する条例の一部を次のように改正する。

別表上下水道事業管理者の項中

「

第三期富田林市公共浄化槽整備推進事業PFI事業者選定委員会	第三期富田林市公共浄化槽整備推進事業に関する事業者の選定等に関する事務
富田林市上下水道事業運営協	上下水道事業の運営についての協議に

議会	関する事務
----	-------

」

を
「

富田林市上下水道事業運営協 議会	上下水道事業の運営についての協議に 関する事務
---------------------	----------------------------

」

に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。